

事 務 連 絡  
平成24年3月13日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の協議に係る  
執務資料の送付について

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考  
としてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等（消防本  
部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対  
し、この旨周知いただくようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課 児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail:[t2.ishikura@soumu.go.jp](mailto:t2.ishikura@soumu.go.jp)

## 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係るQ&amp;A

## 【支援対象者について】

問1 東日本大震災で被災した支援対象者の世帯が応急仮設住宅に居住している場合は対象となるか。

答1 お見込みのとおり。

問2 中国残留邦人等支援給付受給世帯は、本事業の支援対象者とみなすことができるか。

答2 お見込みのとおり。ALSOK、厚生労働省等と調整の上、中国残留邦人等支援給付受給世帯についても、生活保護世帯に準じて取扱うこととしました。なお、対象となる方への事業周知は、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室から各福祉部局を通じて行い、給付の手続き等についてもALSOKが直接行いますので、各消防本部等から中国残留邦人等支援給付受給世帯への周知等を行う必要はありません。

問3 現在、支援対象者本人は福祉施設に入所しているが、退所予定がある場合等は、自宅に設置することも可能か。

答3 可能です。ただし、支援対象者本人の入所の状況（期間・帰宅の頻度）から判断してください。医療機関に入院している場合も同様に判断してください。

問4 支援対象者本人が福祉施設に住民票を移している場合、当該施設の就寝する部分に設置するのは可能か。

答4 消防法第9条の2に基づき、住宅用火災警報器の設置が義務付けられる住宅の用途に供される防火対象物（戸建の専用住宅、店舗併用住宅の住宅部分、又は消防法施行令別表第一(5)項ロに定める共同住宅等の住宅部分）に限りまでするので、当該福祉施設への設置は対象外です。

問5 本事業における、盲ろう者の定義は。

答5 身体障害者障害程度等等級表（身体障害者手帳）の聴覚障害が6級以上であり、かつ、視覚障害が1級及び2級の方で光を認識できない状態であれば「盲ろう者宅」の設置基準を適用できます。

## 【手続きについて】

問6 支援対象者であることを確認するための書類として「生活保護受給証明書」の写しとあるが、「生活保護受給証」等の同等の証明となるものであれば良いか。

答6 偽造のおそれがなく、公的な証明であれば可能です。

### 【機器の設置について】

問 7 自動火災報知設備の設置が義務となる共同住宅において、消防法施行令第32条の特例基準で居室内の感知器が免除になっている場合は、本事業により設置をすることができるか。

答 7 お見込みのとおり。

問 8 市営住宅等ですでに一般の住宅用火災警報器が設置されているところに対し、今回の事業で、さらに寝室内に光警報装置+住宅用火災警報器が設置できると解してよいか。

その場合、既存の住宅用火災警報器から光警報器と接続できるタイプ（移報接点付き）であれば、光警報装置のみを追加で設置するものと解してよいか。

答 8 お見込みのとおり。

問 9 2階に聴覚障がい者の寝室がある場合で、すでに条例で必要となる部分に聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器が設置されている場合であっても、寝室と階段の連動が取れていない場合は連動する住警器の支援は受けられるのか。

答 9 お見込みのとおり。

### 【設置後の機器について】

問 10 賃貸住宅に入居しているが、本事業により設置した機器の所有権は支援対象者になるのか。

答 10 お見込みのとおり。

問 11 東日本大震災により応急仮設住宅に入居しているが、引越した場合の移設は誰が行うのか。

問 11 事業期間内（～H25/3/31）までの間であれば、ALSOKが行います。具体的な手続きは設置時に該当する方にALSOKから直接説明します。

問 12 機器を設置後に支援対象者としての条件から外れた場合の取扱いは。

答 12 設置時に条件に該当していれば支援の対象となります。設置後に条件を外れても既に設置した機器を回収することはありません。

問 13 電池交換等を含めた機器の交換、維持管理費用は支援対象者の自己負担になるのか。

答 13 お見込みのとおり。

【協議要領について】

問 14 「個別完了報告書」や「地域実施計画」がALSOKから消防本部等に提出された場合に、“受付印等を押し返却する”とあるが、消防本部等が確認していることが証明できればどのような印でも良いか。

答 14 お見込みのとおり。

問 15 ALSOKから提出される「個別完了報告書」は2部提出され、各消防本部等において内容を確認後、受付印等を押し、ALSOKに2部とも返却するとあるが、消防本部等に控えとして別に提出を求めても良いか。

答 15 お見込みのとおり。地域実施計画を作成する際等にALSOKと必要部数を個別に調整してください。また、控えで提出を求める分の宛て名については変更して頂いても構いません。

問 16 「個別完了報告書」が各消防本部等にALSOKから提出された場合、内容確認に数日かかる場合は後日返却でも良いか。

答 16 お見込みのとおり。受け渡しについてはALSOKと個別に調整してください。